

議案第82号 交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について

議案書21P～22P

1. 条例改正の目的

学校施設の屋内運動場と屋外運動場の使用については、交野市立学校施設使用条例において使用料を定めており、照明設備及び放送設備を使用する場合は、別途その使用料に加算して使用者から徴収している。

令和6年度から、学校施設の屋内運動場に空調設備を設置していくことから、新たに空調設備の使用料について定めるもの。（施行日時点使用可能施設（予定）：第二中学校）

2. 条例改正の内容

条例別表備考に、屋内運動場の空調設備を使用するときは、使用料として1時間当たり500円を使用料に加算する旨の規定を加える。

3. 徴収金額の根拠

ランニングコスト（ガス・電気・保守・清掃）から1時間当たりの使用料金を積算

4. 他市の事例

寝屋川市	1コマ当たり1,500円（9～12時、13～17時、18～21時）
大東市	1時間当たり1,000円（専用プリペイドカード）
四條畷市	小学校1時間当たり500円、中学校1時間当たり700円

5. 施行日

令和7年1月1日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和6年12月定例会

議案の 件名	議案第82号 交野市立学校施設使用条例の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）				
〈政策等の概要〉		〈他の自治体の類似する政策等との比較〉					
交野市立学校施設の使用に関しては、法令に定めるもののほか、この条例に定める。		寝屋川市・大東市・四條畷市においても同様の使用料金が規定されている。					
		〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）					
		総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源
〈政策等を必要とする背景〉		〈将来にわたる効果及びコストの状況〉					
令和6年度から、交野市立の小中学校に順次、屋内運動場の空調設備の設置工事を実施しており、工事完了後、空調設備の使用者から当該使用料を徴収するため、交野市立学校施設の屋内運動場における空調設備の使用料について条例で新たに定めるもの。							
〈提案に至るまでの経緯〉		〈総合計画等の整合〉					
使用料については、令和6年10月16日に開催された交野市使用料等審査委員会により審議された。		まちづくりの目標 政策分野または経営方針 施策	目 標	1 みんなで子どもを育み、子どもがのびのびと学ぶまち			
			分野・方針	4. 教育環境			
			施 策	1. 学校施設の整備			
〈市民参加の状況〉		○その他の計画（該当する場合のみ）					
有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）		計画名称					
		策定年度					
		計画期間					
		〈政策等の実施時期〉		令和7年1月1日			
		担当部局	担当課		添付資料（有の場合は、その名称）		
		学校教育部	まなび舎整備課		<input checked="" type="checkbox"/> 有・無（新旧対照表等）		

交野市立学校施設使用条例（昭和40年条例第8号）新旧対照表

新				旧			
別表 施設使用料金表				別表 施設使用料金表			
施設の使用時間	午前9時から12時	午後1時から5時	午後5時から9時	施設の使用時間	午前9時から12時	午後1時から5時	午後5時から9時
屋内運動場	750円	1,000円	1,000円	屋内運動場	750円	1,000円	1,000円
屋外運動場	300円	400円	400円	屋外運動場	300円	400円	400円
備考 1 屋外運動場の照明設備を使用するときは、使用料として1時間当たり50円を加算する。 2 放送設備を使用するときは、使用料として1,000円を加算する。 3 屋内運動場の空調設備を使用するときは、使用料として1時間当たり500円を加算する。				備考 1 屋外運動場の照明設備を使用するときは、使用料として1時間当たり50円を加算する。 2 放送設備を使用するときは、使用料として1,000円を加算する。			